別紙様式第１　使用申込書（第８条関係）　（うら）

なかいち広場使用確認事項

（使用細則の効力及び遵守義務）
第１．なかいち広場の使用に関し責任を負う者（以下「使用責任者」という）は、当該目的をもってなかいち広場を使用する者に対し、規約及び本細則を誠実に遵守させなければならない。

（使用承認の範囲）
第２．なかいち広場のうち使用承認の対象となるのは別図１・別図２および別表１に定める範囲とする。

（なかいち広場の用途）
第３．なかいち広場は、次の各号に掲げる目的のために使用するものとし、他の用途に供してはならない。
一　なかいちビルの区分所有者および占有者等が中心市街地活性化の目的をもっておこなう催事または販売促進活動等。
二　官公庁、公共事業者、公益事業者その他これに準ずる機関が公的な目的をもっておこなう催事。
三　秋田商工会議所、秋田観光コンベンション協会、秋田市内の商店街振興組合またはこれに類する団体が、中心市街地活性化の目的をもっておこなう催事または販売促進活動等。
四　秋田県内の農業従事者または農業従事者の団体ならびに農業振興を目的とする団体等が、地産地消やグリーンツーリズム等の推進のためにおこなう催事。
五　営利を目的としない個人、市民団体あるいは伝統芸能の承継団体等が、文化発信や国際交流、地域活性化等を目的としておこなう催事。
六　その他管理組合が許可した使用

（使用の制限）
第４．なかいち広場は次の各号に掲げる目的及び用途には、原則として使用を許可しないものとする。
一　政治的・思想的・宗教的会合を目的としたもの
二　公の秩序、または風紀を乱すおそれのあるもの
三　特定の法人または個人の営利を目的としておこなわれる収益事業
四　なかいちビル区分所有者の共同の利益に著しく反し、中心市街地の賑わい促進や文化発信という目的を持ってしても区分所有者の容認し難い事態を招くおそれがあると管理組合が判断したもの
五　その他管理組合において不適当と認める行事

（収益事業の容認）
第５．管理組合は、確認事項第３　第三号から第五号にかかげる個人または団体のおこなう催事の中でおこなわれる商行為で、催事の目的と商行為が不可分であり、かつ慣行上差し支えないと認められる商行為については、事前に相談があった場合にかぎり、確認事項第４第三号の規定にかかわらず収益事業としておこなうことを認めることが出来る。

（使用時間）
第６．なかいち広場を使用することのできる時間は、原則として午前８時３０分から午後２２時００分までとする。
２．前項の使用時間には準備ならびに原状回復の時間を含む。
３．連続する日にまたがる利用は３日間を限度とする。
４．管理組合は、使用目的の公共性、慣行、周辺環境への影響を勘案して支障ないと判断した場合には、第１項に定める使用時間の延長を認めることができる。
５．月２回以上の利用は、管理組合理事会において、その使用目的の公共性、賑わいへの貢献度、周辺環境への影響を考慮して承認の可否を決定する。

（使用の申し込み）
第７．なかいち広場を使用しようとするときは、使用責任者１名を選任し、その者があらかじめ管理組合に使用申込書を提出して申込みをしなければならない。申込みをした使用日時、使用用途等を変更しようとするときも同様とする。
２．使用の申込みは、使用する日の２ヶ月前から２週間前まで受け付けるものとする。

（使用料金）
第８．使用責任者は使用料金を、下記料金表に基づき原則申し込み時に支払うものとする。

《使用料金》

種　類		料　金				
		午前区分 9:00～12:30 3.5 時間	午後区分 13:30～17:00 3.5 時間	夜間１区分 18:00～21:00 3 時間	夜間２区分 21:30～24:00 2.5 時間	合　計
なかいち広場	EX.1	4,780 円	4,780 円	4,100 円	3,420 円	17,080 円
	EX.2	2,430 円	2,430 円	2,080 円	1,740 円	8,680 円
	EX.3	2,330 円	2,330 円	2,000 円	1,660 円	8,320 円
	EX.4	1,710 円	1,710 円	1,460 円	1,220 円	6,100 円
	合計	11,250 円	11,250 円	9,640 円	8,040 円	40,180 円
ﾃﾞｼﾞﾀﾙ大画面	負担金	1,060 円	1,060 円	880円	700円	3,700 円
	番組編成	5,000 円				
電気	PA有	900円	900円	800円	600円	3,200 円
	PA無	630円	630円	560円	420円	2,240 円
水　道		500円	500円	500円	500円	2,000 円

《取消しの場合の料金》
○広場使用料

(1) 当日取消	払い戻ししない（下記(5) を除く）
(2) 一日前取消	半額払い戻し
(3) 一週間以上前取消	全額払い戻し
(4) 使用優先順位変更取消	全額払い戻し
(5) 天候不良による催事取消	全額払い戻し

○設備使用料

電気・水道設備	全額払い戻し（使用前の取消に限る）

（使用の承認又は不承認）
第９．理事長は、なかいち広場の使用申込みがあった都度、承認又は不承認を決定し承認をしたときは、使用許可書により使用責任者に通知する。
２．理事長は確認事項第３第六号、第４各号、第５、第６第４項にかかる事項の審議にあたっては、理事会を開催し理事会の決議を仰いだ上で決定する。
３．前項の場合において、同一の日及び時間につきその申込みが競合するときは、その優先権の順位は、確認事項第３に掲げる順序に従う。同一の順序においてその申込みが競合するときは、その優先権の順位は、申込みの受付の前後による。
４．前項の優先順位は、既に為した使用の承認を妨げない。

（使用予定表）
第１０．　理事長は、なかいち広場の使用の予定を決定したときは、遅滞なく、該当月分のなかいち広場の使用の予定表を作成して保管し、区分所有者等または利害関係人から請求があったときはこれを閲覧させる。

（安全の確保）
第１１．　使用責任者は、承認を受けた行事の催行にあたっては、その目的、様態、参加者の状況などに応じて、参加者、全面道路の通行者およびなかいちビルの区分所有者および利用者の安全を確保するために必要な手段を講じなければならない。

（使用の取消し等）
第１２．　理事長は、確認事項第９の使用の承認がなされた後においても、第５条各号に該当すると判断したときまたは確認事項第１２に違反すると判断した時点で、使用の承認を取り消すことができるものとする。
２．使用責任者が確認事項第７第１項にある使用日時、使用用途等を変更した場合には、理事長は、申込みをしたなかいち広場の使用を取り消したものとしてその処理を行い、同項の規定による変更の申込みは、新たな使用の申込みとして取り扱うものとする。
３．使用責任者は、その使用を取り消す場合、理事長に対し速やかにその旨を申し出なければならない。

（使用の終了と原状回復）
第１３．　使用責任者は、なかいち広場の使用に当たり理事長または管理組合の委託する者に使用許可書を提示することによりなかいち広場とその附帯設備を使用することができる。なかいち広場の使用を終了したときは、使用責任者は、理事長または使用を許可した者に報告をし、確認事項第１５に規定する原状回復の確認を受けなければならない。

（禁止事項）
第１４．　使用責任者は、承認を受けた使用日時及び使用用途等以外に、なかいち広場を使用してはならない。

（原状回復義務等）
第１５．　使用責任者は、なかいち広場の使用を終了したときは、直ちに使用した機材、塵芥等を撤収し、使用した設備を原状に回復した上で、火気及び設備の整理または点検並びに清掃を行わなければならない。
２．使用責任者は、なかいち広場の使用により外構を含む建物、設備及び什器備品、または植栽に対して汚損または毀損等の被害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管理者等の責任外事項）
第１６．　管理組合は、天変地変その他の管理者の責に帰さない理由により使用者が受けた損害については、その責を負わない。
２．管理組合は、使用責任者に使用を承認した設備等に不具合が発生したために使用者がその設備を使用できなかった場合、当該施設にかかる使用料を返却するものとし、使用者が受けたその他の損害についてはその責を負わない。
３．管理組合が使用を承認した催事等の催行にともなう責任の一切は使用責任者が負うものとし、当該催事への参加により参加者等が受けた損害については管理組合はその責を負わない。

（管理者による指導）
第１７．　拡声器や音響装置を使用する場合には、なかいち広場周辺に美術館、にぎわい交流館があるため、音量・音質等について充分配慮すること。
２．使用状況により、管理組合または管理組合が指定した者が通行・安全管理や音量について指導をおこなう場合があるので、使用責任者は従うこと。

（広場・広場周辺の駐車禁止）
第１８．　使用者や参加者の使用する駐車場は別途用意すること、なかいち広場および敷地周辺での駐車は認めないので注意すること。